

消費生活  
緊急情報

第40号

平成23年2月25日

**北海道の水源地に関する権利  
を売ります、買いますという  
業者にご注意**

見知らぬ業者から「北海道の水源地の権利を売ります」というダイレクトメールが届き、前後して別の業者から「その権利を高値で買い取ります」という電話がかかってくる、いわゆる「劇場型」の投資トラブルにご注意下さい。

両者は通謀して販売業者役と買取業者役を演じ、消費者の投資欲をあおってくるものと思われます。

実際に買い取りが行われることは期待できず、返金を求めても戻ってこないことがほとんどです。

不審な郵便物や電話があった時には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



★相談発生地域

**茨城県消費生活センター**

**電話029-225-6445**

**(月～金、9時～17時)**